

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第六百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二條の規定による。知事職務代理者の印を次のように定める。

昭和二十五年十二月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事職務代理者の公印

方九分 曲尺

鳥取縣知事職務代理者之印

本書ノ...ハ國定規格A五判

昭和二十五年十二月二十九日
号 外 金 曜 日

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル
火命 曜日發行 時ハ翌日）

昭和二十五年十二月二十九日
号 外

昭和四年四月十五日
（第三種郵便物認可）

一